

日本化学会東北支部長賞規定

(総則)

第一条 本規定は、日本化学会東北支部長賞について必要な事項を定める。

(目的)

第二条 化学は原子・分子等からなる物質全般を対象とする科学であり、人類の幸福に寄与する重要な分野である。日本化学会は、化学の発展・振興に寄与するために活動しているところである。化学を通して、日本の化学および人類の未来に貢献する人材の幅広い育成を目的として東北支部長賞を設立する。

(表彰の対象および件数)

第三条 表彰の対象は、主として工業高等専門学校および高等学校の化学系あるいは理数系学科において学業を修めた学生および生徒を対象とし、各年度卒業時において人物および学業成績が優秀と認められるものに対し、これを授与する。また留学生については、大学学部生も対象とする。

表彰の件数は、原則として対象1学科に1件までとする。

(受賞候補者の推薦)

第四条 受賞候補者の推薦は、第三条の定める当該校の校長から支部長に提出するものとする。大学学部留学生の場合は、当該学科の学科長または指導教員より提出するものとする。

(選考の方法)

第五条 支部長が選考し、受賞者を決定する。(その方法は内規で定める。)

(賞の授与)

第六条 賞の授与は、受賞者の所属する学校等にて行う。

(事務局)

第七条 日本化学会東北支部長賞に関する手続き等は、支部事務局で行う。

(本規則の変更)

第八条 本規則を変更する場合は、幹事会の決議を経て行うものとする。

付則

本規定は令和2年2月8日から施行する。